

松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業

実施方針

2018年 12月

市原市 上下水道部 下水道施設課

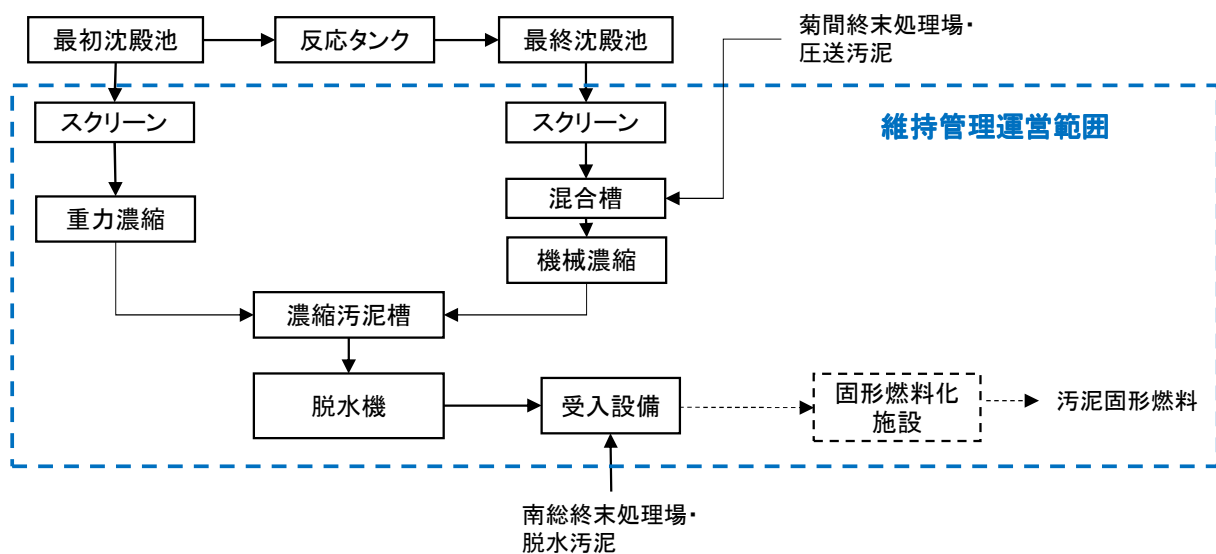
目 次

第 1.	事業内容に関する事項	1
1.	事業名称	1
2.	事業の対象となる施設	1
3.	公共施設等の管理者	1
4.	事業目的	1
5.	事業概要	2
6.	事業方式	3
7.	事業期間・スケジュール（予定）	4
8.	事業費	4
9.	事業期間終了時の措置	4
10.	固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明	4
11.	要求水準書(案)	4
12.	遵守すべき関係法令等	4
第 2.	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1.	事業者の決定方針	6
2.	事業者決定までのスケジュール（予定）	6
3.	応募者の資格等	6
4.	事業提案書の審査等	9
5.	事業提案書に関する条件	9
6.	構成員の変更	9
第 3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	11
1.	リスク分担の考え方	11
2.	予想されるリスクの責任分担	11
3.	事業者の責任の履行に関する事項	11
4.	市による実施状況のモニタリング等	11
第 4.	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	13
第 5.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	14
1.	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	14
2.	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	14

3.	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置	14
4.	その他	14
第 6.	その他特定事業の実施に関し必要な事項	15
1.	応募に伴う費用負担	15
2.	本実施方針に関する問合せ先	15

本実施方針では、以下のように用語を定義する。

- 【本事業】** 松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化施設の設計・建設、維持管理運営及び既存汚泥処理施設の維持管理運営について、民間事業者が一体的かつ長期的に実施することにより、民間事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等を期待する「松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業」をいう。
- 【事業者】** 本事業を委ねる民間事業者をいう。
- 【事業提案書】** 応募資格審査通過者が募集要項等に基づき作成し、期限内に提出する書類・図書をいう。
- 【募集要項等】** 募集要項等の公表の際に市が公表する書類一式をいう。
- 【第三者】** 市及び事業者以外の者をいう。
- 【固形燃料化施設】** 本事業で、要求水準書、事業提案書等に基づき事業者が事業用地に建設し、脱水汚泥を固形燃料化するための施設、設備及び付属品等の全てのものをいう。
- 【固形燃料化施設等】** 固形燃料化施設及び固形燃料化施設建設に伴い実施した既存設備の改修等を含めた施設、設備及び付属品等の全てのものをいう。
- 【固形燃料化物】** 搬送される脱水汚泥を用いて固形燃料化施設にて製造したもので、要求水準書に示す下水汚泥固形燃料化物としての性状を満足するものをいう。
- 【副生成物】** 固形燃料化施設において製造されたもののうち、固形燃料化物としての性状を満足しないものをいう。
- 【既存汚泥処理施設】** 松ヶ島終末処理場における既に稼働している汚泥処理施設であり、水処理から引抜かれた汚泥のスクリーン設備及び外部搬入汚泥の受入設備から今回事業で設置する固形燃料化施設へ脱水汚泥を搬出するまでの施設をいう。
- 【維持管理運営】** 固形燃料化施設及び既存汚泥処理施設の点検・運転・維持・修繕を事業者の責任において適切に実施し、施設を正常に保ち、本事業を営むことをいう。ただし、固形燃料化施設については更新計画・改築更新、大規模修繕を伴う。



※実線：既設、破線：新設

図1 維持管理運営範囲

- 【応募者】 事業者の選定にかかる募集に応募する者をいう。
- 【応募資格審査通過者】 応募者のうち、本市が審査した結果、応募参加資格を有していると認められた者をいう。
- 【優先交渉権者】 応募選考の結果、優先交渉権を与えられた者をいう。
- 【共同事業者】 事業者で単一または複数の企業からなる事業者。施設の設計・建設、維持管理運営の実施者を含む。
- 【JV】 複数の企業からなる共同企業体で、本事業では設計・建設を目的とするものをいう。
- 【SPC】 本事業の維持管理運営業務の実施を目的として事業者により設立される特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
- 【代表企業】 事業者の構成員の中から選出された企業で、事業者を代表して応募手続き等を行う者をいう。
- 【構成員】 事業者のうち SPC への出資を行う者をいう。
- 【協力企業】 事業者のうち SPC への出資を行わない者をいう。事業者は、構成員のみ、または構成員及び協力企業により構成される。
- 【審査会】 「松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業公募プロポーザル企画提案審査会」をいう。
- 【特許権等】 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。

第1. 事業内容に関する事項

1. 事業名称

松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業

2. 事業の対象となる施設

市原市松ヶ島終末処理場下水汚泥処理施設

3. 公共施設等の管理者

市原市長 小出譲治

4. 事業目的

市原市（以下「市」という。）では、公共下水道の終末処理場から発生する下水汚泥を現在は全量焼却し、建設資材として有効利用を図っている。

本事業は現在設置されている焼却炉に替わる施設として、下水汚泥固形燃料化施設の設計・建設を行い、そこで製造された固形燃料化物を石炭代替燃料等として利用することで、バイオマス資源である下水汚泥の有効利用及び温室効果ガス排出量の削減に寄与することを目的とする。

併せて、既存汚泥処理施設を維持管理運営することにより、適正な下水汚泥処理を行うことを目的とする。

また、事業方式はライフサイクルコストの最適化による事業費削減効果及び長期間の汚泥有効利用先の確保を目的に、DBO（設計、建設、維持管理運営一括発注：Design Build Operate）方式により実施する。

本事業を実施するうえでの基本方針を以下に示す。

- ①固形燃料化施設で製造される固形燃料化物は、石炭代替燃料等として事業期間にわたり確実に安定して有効利用されること。
- ②固形燃料化施設の設計、建設、維持管理運営を性能発注により一括発注することで、民間事業者の創意工夫やノウハウが最大限に活用され、事業費削減や固形燃料化物の量の増大、質の向上が図られること。
- ③固形燃料化施設及び既存汚泥処理施設の維持管理運営の期間を長期（20年間）とするとともに、維持管理運営対象範囲を既存汚泥処理施設から固形燃料化施設までの全般とすることで、事業者が原料となる脱水汚泥の供給から固形燃料化物の製造までの維持管理運営を継続的かつ一元的に管理できる体系とし、事業にかかるライフサイクルコストの最適化が図られること。

5. 事業概要

本事業は、松ヶ島終末処理場内に事業者が固形燃料化施設を整備し、事業期間中において固形燃料化施設及び既存汚泥処理施設の維持管理運営（固形燃料化施設で製造される固形燃料化物の買い取り、利用先の確保及び運搬を含む）を実施するものであり、これらを DBO 方式で行うものである。

なお、事業者は、維持管理運営の開始までに固形燃料化施設及び既存施設の維持管理運営業務の実施を目的とする SPC を市内に設立し、その業務を行うものとする。

ア 事業者が行う業務の範囲

(1)固形燃料化施設の設計及び建設

事業者は、事業者の設計による本施設を、松ヶ島終末処理場内に建設する。

(2)固形燃料化施設及び既存汚泥処理施設の維持管理運営

事業者は、固形燃料化施設及び既存汚泥処理施設の維持管理運営を行い、一定以上の品質^{※1}を保持した固形燃料化物を製造する^{※2}。

(3)固形燃料化物の買い取り

事業者は、製造した固形燃料化物の全量を買取る^{※3}。

(4)利用者の確保

事業者は、製造した固形燃料化物の利用先を確保し（事業者自らその固形燃料化物の利用者となることを妨げない。）、燃料利用に供する。

※1 固形燃料化物は、乾燥若しくは炭化に関する JIS 規格（JIS Z 7312:2014 下水汚泥固形燃料）を満足するとともに、要求水準書に示す固形燃料化物の規格を満たすものであること。

※2 事業者事由による固形燃料化施設の休止時には、事業者の負担で市が脱水汚泥の外部搬出を行い、それ以外の予期せぬ事態による固形燃料化施設の休止時には市と事業者は協議の上、脱水汚泥の外部搬出を行うこととする。

※3 市は、製造した固形燃料化物を有価で事業者に引渡し、事業者は維持管理運営期間において、全量有効利用をすること。

イ 事業規模

固形燃料化施設の能力その他事業規模は、次のとおりとする。

(1)固形燃料化施設規模

処理能力は事業期間の処理汚泥量（年間汚泥量）を処理可能なものとし、施設の適切な保守点検を前提とした年間施設稼働率を考慮して算出される施設規

模を公称能力とする。ただし、要求水準書に示す供給汚泥量の変動を考慮した上で安定的に処理できる能力とする。なお、系列数は問わない。

(2)対象施設

- ・設計・建設：固形燃料化施設への汚泥受入～固形燃料化物搬出設備及び既存設備の改修が必要な設備
- ・維持管理運営：固形燃料化施設及び既存汚泥処理施設
松ヶ島終末処理場生汚泥及び余剰汚泥のスクリーン設備、菊間終末処理場圧送汚泥の受泥設備及び南総終末処理場の脱水汚泥搬入設備～固形燃料化物搬出設備（汚泥貯留棟含む）。
※範囲は要求水準書に従うものとする。

(3)固形燃料化施設処理対象汚泥

脱水汚泥

(4)維持管理運営対象施設への供給汚泥量及び性状

市が事業者へ維持管理運営委託する汚泥性状は以下のとおりとする。

a 維持管理運営対象汚泥

松ヶ島終末処理場：生汚泥及び余剰汚泥

菊間終末処理場：圧送汚泥（松ヶ島終末処理場で受泥したもの）

南総終末処理場：脱水汚泥（松ヶ島終末処理場へ搬送・受泥したもの）

b 維持管理運営対象汚泥量及び性状

事業期間内に発生すると予想される汚泥量全量

※汚泥量及び性状は要求水準書に従うものとする。

(5)固形燃料化物を製造する技術方式

固形燃料化物を製造する技術方式は、次のいずれかに該当するものに限る。

1)次のいずれかの評価、証明を本事業の募集開始の日までに得ているもの。

- ・地方共同法人日本下水道事業団による技術評価
- ・公益財団法人日本下水道新技術機構による建設技術審査証明または新技術性能評価証明
- ・国土交通省による B-DASH 事業の実証評価

2)下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン—改訂版—平成 30 年 1 月（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）参考資料—1 エネルギー化技術の概要表資-1.1～1.3 に記載のある技術。

6. 事業方式

本事業は、DBO 方式で実施するものとする。ただし、既設汚泥処理施設の一定規模以上の修繕・大規模修繕・更新については市が実施する。

7. 事業期間・スケジュール（予定）

本事業の事業期間は以下のとおりとする。

優先交渉権者決定	2019年11月（予定）
契約交渉期間	2019年11月～2020年2月（予定）
契約の締結	2020年2月（予定）
設計・建設期間契約	締結日の翌日～2023年3月31日
維持管理運営期間	2023年4月1日～2043年3月31日（20年間）
固形燃料化物の買い取り	2023年4月1日～2043年3月31日（20年間）

8. 事業費

市は、固形燃料化施設の設計及び建設並びに固形燃料化施設及び既存汚泥処理施設の維持管理運営に係る費用を負担する。

9. 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間中、維持管理運営業務を適切に行うことにより、事業期間の終了時において固形燃料化施設を要求水準書に示す性能を満足する状態に保持しなければならない。

なお、固形燃料化施設の事業期間終了時の措置については、事業期間終了の5年前を目処に市及び事業者は協議を開始する。

10. 固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明

応募資格審査通過者は、事業提案書の提出時までには、固形燃料化物を利用する企業から、事業期間中、本施設で製造された固形燃料化物を有価で購入する確約を得ること。

また、応募資格審査通過者は、事業提案書の提出時までには、固形燃料化物を利用する予定の施設が所在する地方自治体に対し、当該固形燃料化物（有価物）を持ち込むことに関する事前説明を行った証を提出すること。なお、事前説明は、応募資格審査通過者又は固形燃料化物を利用する民間企業等が行うものとする。

11. 要求水準書(案)

要求水準書(案)は、市原市のホームページで公表する。

12. 遵守すべき関係法令等

本事業を実施するに当たり事業者が遵守すべき関係法令等は、以下のとおりである。

- ア 下水道法
- イ 河川法
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- エ ダイオキシン類対策特別措置法
- オ 環境基本法
- カ 大気汚染防止法
- キ 騒音規制法
- ク 振動規制法
- ケ 悪臭防止法
- コ 水質汚濁防止法
- サ 土壌汚染対策法
- シ 消防法
- ス 建築基準法
- セ 労働基準法
- ソ 労働安全衛生法
- タ 職業安定法
- チ 労働者災害補償保険法
- ツ 電気事業法
- テ 都市計画法
- ト 建設業法
- ナ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ニ 計量法
- ヌ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ネ 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- ノ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ハ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ヒ 景観法
- フ 千葉県環境基本条例
- ヘ 市原市民の環境をまもる基本条例
- ホ 市原市生活環境保全条例
- マ 市原市景観条例
- ミ 市原市土砂等による土地の埋立て盛土及びたい積行為の規制に関する条例
- ム 市原市雑草等の除去に関する条例
- メ 市原市火災予防条例
- モ その他関係する法令、規則、条例、要綱、通達、通知等

第2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の決定方針

市は、本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を選定する。事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用する。

2. 事業者決定までのスケジュール（予定）

事業者の選定に関する手順及びスケジュールは、以下のとおり予定している。

2018年12月中旬	実施方針等の公表
2018年12月下旬	実施方針等に関する質疑等の締切り
2019年1月中旬	実施方針等に関する質疑等に対する回答の公表
2019年4月上旬	募集要項等の公表
2019年5月下旬	応募資格確認申請書類等の締切
2019年9月上旬	事業提案書の締切
2019年10月中旬	企業プレゼンテーション
2019年11月上旬	優先交渉権者の決定
2019年11月上旬	基本協定締結
2020年2月上旬	基本契約締結

3. 応募者の資格等

応募者は、応募資格確認申請書等の提出期限の時点において、以下の要件を全て満たしていることとする。

ア 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

- (1)応募者は、単独企業または複数の企業で構成された共同事業体とする。応募者を構成する企業は構成員と協力企業とするが、構成員のみで構成することも可能とする。

なお、応募資格確認申請時に、構成員及び協力企業は、代表企業・構成員・協力企業のいずれの立場であるかを明らかにするとともに、各企業の役割を明示すること。

- (2)構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員または協力企業となることはで

きない。

- (3)応募者が、固形燃料化施設の設計・建設を行う目的で建設JVを形成する場合、「市原市特定建設工事共同企業体取扱要綱」のうち第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第14条、第16条、第17条に準拠すること。
- (4)応募者の構成員の中から1者を当該応募者の代表企業として定め、応募資格確認申請及び応募手続きは代表企業が行うものとする。
- (5)代表企業は、本事業の維持管理運営業務の実施のみを目的として設立するSPCへの出資比率が最も高いものとする。
- (6)構成員以外の者のSPCへの出資は認めない。
- (7)同一の応募者が複数の事業提案を行うことはできない。

イ 応募者の備えるべき参加資格

①共通の参加資格

- (1)市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- (2)市原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
- (3)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (4)本事業の募集開始の日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けた者又は前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出した者でないこと。
- (5)会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、本事業の募集開始の日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
- (6)民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、本事業の募集開始の日までに同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- (7)市原市税の滞納がないこと（市原市内に事業所を有する法人又は住所などを有する個人のみ）
- (8)法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと
- (9)本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者と資本面若しくは人事面において密接な関係がある者ではないこと。

○株式会社 NJS（所在地：東京都港区芝浦一丁目1番1号 浜松町ビルディング14階）

②個別の参加資格

構成員のうち、固形燃料化施設の設計、建設または固形燃料化施設等の維持管理運営を担う者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

(1)代表企業になれる者に必要な資格に関する事項

- (a)特定建設業の許可（機械器具設置工事業）を受けている者
- (b)機械器具設置工事の監理技術者を専任として配置できる者
- (c)本事業の契約の締結日前1年7か月以内の審査基準日による経営事項審査を受けている者
- (d)平成17年度以降に完成・引渡しが完了し、本事業の募集開始の日に日本国内の公共事業において処理能力25t/日以上の固形燃料化施設又は焼却施設を元請として施工した実績を有する者。なお、PFI法に基づく事業において国・地方公共団体との間で事業契約を締結したSPCから受注し元請として施工した実績を含めるものとする。

(2)固形燃料化施設の建設に参加する者に必要な資格に関する事項

- (a)建設業法第3条第1項の規程により、建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- (b)下記のいずれかの要件を満たした固形燃料化技術の施工実績を有する者
 - 1)次のいずれかの評価、証明を本事業の募集開始の日までに得ているもの。
 - ・地方共同法人日本下水道事業団による技術評価
 - ・公益財団法人日本下水道新技術機構による建設技術審査証明または新技術性能評価証明
 - ・国土交通省によるB-DASH事業の実証評価
 - 2)下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン—改訂版—平成30年1月（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）参考資料—1 エネルギー化技術の概要表資-1.1～1.3に記載のある技術。

(3)維持管理運営に参加する者に必要な資格に関する事項

- (a)下水道法施行令第15条の3で規定する資格を有する業務責任者、副業務責任者を専任で配置できる者
- (b)平成17年度以降に、日本国内の公共事業において処理能力25t/日以上の固形燃料化施設又は焼却施設における運転管理業務を元請として1年以上継続し、かつ、公共事業の下水道終末処理場の水処理又は汚泥処理施設の運転管理業務を元請として1年以上継続して履行した実績を有する者。なお、

PFI法に基づく事業において国・地方公共団体との間で事業契約を締結したSPCから受注し元請として維持管理を行った実績を含めるものとする。

4. 事業提案書の審査等

ア 提案の審査及び評価

事業提案書の審査及び評価は、松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業公募プロポーザル企画提案審査会により行う。

イ 評価内容

評価内容は、後日公表する優先交渉権者選定基準による。

ウ 評価結果の公表

評価結果は、参加者に文書で通知する。

エ 応募資格確認申請書等及び事業提案書に関する事項

提出書類は返却しない。提出書類は、応募資格の確認及び事業提案書の審査及び評価として使用する以外は、無断で他の資料として使用しない。

オ 事業契約の締結

市は、優先交渉権者決定基準に基づき算定した評価値が、最も高い参加者と契約交渉を開始する。

なお、優先交渉権者の決定後、基本契約の締結までに事業者又はその共同事業体の構成員のいずれかの者が募集要項等に定める資格に該当しないこととなった場合は、他の参加者と協議を行う。その場合、評価値の順位が高い者から契約交渉を行い、事業契約を締結する。

5. 事業提案書に関する条件

事業提案書は、要求水準書を満たすものとする。

6. 構成員の変更

ア 構成員の変更に係る原則

応募資格確認基準日以降、応募者の構成員の一部または全部が応募資格の各要件を満たさなくなった場合、原則として当該応募者を審査の対象から除外する。

また、応募資格確認基準日以降の応募者の構成員の入替・追加・脱退及び担

当業務の変更（以下「構成員の変更」という）は、原則として認めない。

イ 構成員の変更に係る特例

① 応募資格確認基準日から事業提案書提出日の前日まで

市は、応募資格確認基準日以降に応募者が構成員の変更を申請した場合、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の応募資格を確認した上で、事業提案書提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

本申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

② 事業提案書提出日から優先交渉者決定日まで

市は、事業提案書提出日以降に応募者の構成員（代表企業を除く）の一部が応募参加資格を喪失した場合で応募者が構成員の変更（応募参加資格を喪失した構成員の脱退に限る）を申請したときは、提案内容の継続性を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の応募者の応募資格を確認した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認することがある。

本申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

第3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1. リスク分担の考え方

本事業では、予想されるリスクに対して最も適切に対応できる主体がそのリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業運営を目指すものとする。事業者が担う業務については、事業者が責任をもって実施し、発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。市が責任を負うべき合理的理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2. 予想されるリスクの責任分担

市と事業者との責任分担は、原則として「別紙 1 リスク分担表(案)」によることとし、事業者からの意見を踏まえ、必要な事項については別途提示する。

3. 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、後日公表する事業契約書(案)に基づき作成された事業契約書に従い、誠意を持って責任を履行する。

4. 市による実施状況のモニタリング等

ア モニタリングの実施等

市は、事業者が事業を確実に実施し、その内容が要求水準書に規定した要求水準及び事業提案書の内容に適合しているか否かを確認するため、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

事業者は、市が要求する項目について報告を行い、要求水準及び事業提案書の内容に適合しているか否かについて市の確認を受けなければならない。要求水準及び事業提案書の内容に適合していない場合等、市は、必要に応じて事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

イ モニタリングの時期等

(1) 設計時

市は事業者によって行われた設計の内容について確認を行い、要求水準及び事業提案書の内容に適合しない場合には、事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

(2) 建設時

事業者は、定期的に市から施工状況等の確認を受ける。市が要請したときは、

事業者は、施工状況等の事前説明及び事後報告を行わなければならない。市はいつでも工事現場での施工状況等の確認を行うことができる。市は、その内容について、要求水準及び事業提案書の内容に適合しているか否かについて確認を行い、適合していない場合には、事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

(3) 工事完了・施設引渡時

事業者は、工事記録を用意し、市の完成検査を受ける。市は、施設が要求水準及び事業提案書の内容に適合しているか否かについて確認を行い、適合していない場合には、事業者に補修又は改造を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

(4) 施設供用開始後（維持管理運営時）

事業者は、定期的に市から維持管理運営業務の実施状況等の確認を受ける。市はその内容について、要求水準及び事業提案書の内容に適合しているか否かについて確認を行い、適合していない場合には、事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

ウ 性能未達の場合等の損害賠償等

性能未達の場合等の損害賠償等は、後日公表する基本契約書(案)による。

第4. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

市と事業者との間で締結する事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとする。

また、事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業においては、予定された期日までに施設が建設され、継続して既存汚泥処理施設を含む維持管理運営が行われることが必要であるため、事業の継続が困難となった場合、以下の措置を講じるものとする。

1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ・事業者が行う業務内容が市の定める要求水準に適合しない場合で、事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行となる場合又はその懸念が生じた場合には、市は事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策を提出させ、実施することを求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は事業契約を解除することができる。
- ・事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化するなどし、事業契約書に基づく事業の継続履行が困難と考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。
- ・前2項の規定により、市が事業契約を解除した場合、事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ・市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- ・前項の規定により、事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ・不可抗力等当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。一定期間内に協議が終わらないときは、それぞれの相手方にその旨、書面により通知することにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

4. その他

本事業が要求水準及び事業提案書に適合しない場合、またその他の理由で本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、後日公表する基本契約書(案)に定める。

第6. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

2. 本実施方針に関する問合せ先

〒290-0036 千葉県市原市松ヶ島西一丁目 4 番地

市原市 上下水道部 下水道施設課 設備係

電 話 0436-23-0611

ファクシミリ 0436-24-2810

電子メール gesuidoushisetsu@city.ichihara.lg.jp

(別紙1) リスク分担案

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	市原市	事業者	
共通	制度変更リスク	1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○		
		2	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等	○		
		法令変更リスク	3	No.2以外の法制度の新設・変更等であって市が対応すべき事項	○	
			4	No.2以外の法制度の新設・変更等であって事業者が対応すべき事項		○
		税制変更リスク	5	消費税の変更	○	
			6	本事業に関する新税の成立、税制変更(法人の利益にかかる税、消費税を除く)	○	
			7	法人の利益にかかる税の変更		○
		許認可リスク	8	事業者の帰責事由による許認可取得遅延		○
			9	上記以外の事由による許認可等取得遅延	○	
	社会リスク	住民対策	10	施設設置そのものに関する住民対策	○	
			11	事業者が実施する業務に関する住民対策(主に、工事及び運用時の騒音・振動・悪臭、工事車両の出入り等への対策)		○
		環境保全	12	事業者が実施する業務に関する環境問題(周辺への大気・水質等の環境悪化等)		○
		第三者賠償	13	市の帰責事由により第三者に与えた損害	○	
			14	事業者の帰責事由(調査・施工・管理運営等に伴うもの、管理注意義務を怠った場合など)により第三者に与えた損害		○
		第三者からの損害	15	市の帰責事由により第三者から与えられた損害	○	
			16	事業者の帰責事由により第三者から与えられた損害		○
		安全確保リスク	17	設計、施工、管理業務等における安全性の確保		○
		保険リスク	18	施設の設計・施工段階および管理運営段階のリスクをカバーする保険		○
		経済リスク	物価変動リスク	19	物価変動による費用増減リスク(一定の範囲内)	
	20			物価変動による費用増減リスク(一定の範囲を超えた部分・急激なインフラ等)	○	
	中止・延期リスク	構成員・協力会社リスク	21	構成員・協力会社の能力不足等による事業悪化		○
		債務不履行リスク	22	市の帰責事由による(市の債務不履行)事業の中止・延期・方針変更	○	
			23	市の帰責事由による支払の遅延・不能によるもの	○	
			24	事業者の帰責事由による(事業破綻、事業放棄など)事業の中止・延期		○
	不可抗力リスク	25	戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	○※1		
契約締結前	契約前リスク	26	応募に係る費用負担		○	
		契約リスク	27	市の帰責事由による契約の未締結	○	
			28	事業者の帰責事由による契約の未締結		○
		議会議決リスク	29	債務負担行為に関する議会の不承認	○	
設計	設計リスク	30	市が提示した与条件の不備	○		
		31	事業者が実施した設計の不備		○	
		32	建設予定地の確保に関すること	○		
	用地等リスク	33	建設に要する資材置き場等の確保に関すること		○	
		34	土壌汚染、地下埋設物に関するもの	○		
	測量・調査リスク	35	市が実施した測量・調査に関するもの	○		
36		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○		
施工	建設リスク	工事完了の遅延	37	市の指示等により契約期日までに施設が完工しない場合	○	
			38	事業者の帰責事由により契約期日まで完工しない場合		○
		工事費増減	39	市の指示による工事費の増加	○	
			40	事業者の帰責事由による工事費の増加		○
		仕様未達	41	検査等において仕様未達が発見された場合		○※2
引渡前損害リスク	42	工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○		

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	市原市	事業者	
維持 管理 運営	事業開始遅延リスク	43	市の帰責事由による事業開始の遅延	○		
		44	事業者の帰責事由による事業開始の遅延		○	
	備品等納品遅延リスク	45	事業者が設置する什器、備品等の納品遅延に起因するもの		○	
		46	設備の瑕疵によるもの		○※2	
	性能未達リスク	47	事業者の運転管理が性能を満たさない場合		○	
		48	市の帰責理由により施設が損傷した場合	○		
	施設損傷リスク	49	事業者の帰責理由により施設が損傷した場合		○	
		50	市の帰責事由による事業内容の変更	○		
	管理運営内容変更リスク	51	市から事業者へ提供される汚泥の質または量の変更による事業者の経費の増減(一定範囲内)		○	
		52	市から事業者へ提供される汚泥の質または量の変更による事業者の経費の増減(一定範囲を超えた部分)	○		
	費用増加リスク	53	市の指示や業務内容の変更に対応するために要した事業者の費用	○		
		54	事業者に起因する費用増加		○	
	固形燃料 化リスク	燃料化物の有効利用	55	供給汚泥の質(主に有害物質の混入)に起因する損害リスク	○	
			56	上記以外の要因による損害リスク		○
固形燃料の製造に関するリスク		57	市の帰責事由により仕様通りの固形燃料の製造が行われない場合	○		
		58	事業者の帰責事由により仕様通りの固形燃料の製造が行われない場合		○	
固形燃料の買取に関するリスク		59	市の帰責事由により仕様通りの固形燃料の製造が行われないことで、製造された燃料化物が燃料化物有効利用企業へ販売できない場合	○		
		60	事業者の帰責事由により仕様通りの固形燃料の製造が行われないことで、製造された燃料化物が燃料化物有効利用企業へ販売できない場合		○	
事業 終了	終了手 続 手 続 リ ス ク	61	施設移管手続きに伴う諸費用発生、SPCの清算手続きに伴う損益等		○	
		62	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		○	

※1 施設引渡し前の施設損壊を除く。

※2 工事範囲の設備に限る。